

指定訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人讃生会が開設する指定訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護事業等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従事者（以下「看護師等」という。）が、要支援状態又は要介護状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護及び介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の必要を認めた者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

2 訪問看護事業等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人讃生会訪問看護ステーションしおみ
- (2) 所在地 網走市字潮見 157 番地 5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。（訪問看護と介護予防訪問看護と兼職）

- (1) 管理者 看護師 1 名（看護職員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員 看護師 3 名（1 名管理者と兼務 2 名専従）保健師 1 名（専従）
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護等の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1 名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日。
ただし、第1土曜日、第3土曜日、第5土曜日、国民の祝日、8月15日、年末年始（12月30日から1月3日まで）、その他事業所が休日と定める日を除く。
- (2) 営業時間 平 日 午前8時30分から午後 5 時00分
土曜日 午前8時30分から午後12時00分
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・日常生活動作の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等の日常生活の支援
- (4) 褥瘡の予防・処置

- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(通常の訪問看護事業の実施地域)

第8条 通常の訪問看護事業等の実施地域は、網走市内の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した訪問看護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した訪問看護等に関し、法第23条に規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 事業所は、提供した訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を行う。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待・ハラスメント防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待・ハラスメントの発生又はその発生を防止するための措置を講じるものとする。

- 2 虐待・ハラスメントの防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果

について、

看護師等に周知徹底を図る。

- 3 虐待・ハラスメント防止のための指針を整備する。
- 4 看護師に対し、虐待・ハラスメント防止のための研修を定期的実施する。また措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 事業者はサービス提供中に、当該事業者従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。またハラスメントが発生した場合は必要な対応を行う。

（個人情報の保護）

- 第 13 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営について重要事項）

- 第 15 条 事業所は看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとする。
- 2 従事者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従事者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人讃生会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成18年9月1日から一部変更し施行する。

この規程は、平成19年1月1日から一部変更し施行する。

この規程は、平成20年4月1日から一部変更し施行する。

この規定は、平成23年4月1日から一部変更し施行する。

この規定は、平成26年1月1日から一部変更し施行する。

この規定は、平成27年8月1日から一部変更し施行する。

この規定は、平成29年1月1日から一部変更し施行する。

この規定は、平成31年4月1日から一部変更し施行する。

この規定は、令和 2年4月1日から一部変更し施行する。

この規定は、令和 3年5月10日から一部変更し施行する。

この規定は、令和 5年2月1日から一部変更し施行する。

この規定は、令和 6年4月1日から一部変更し施行する。

この規定は、令和 6年6月1日から一部変更し施行する。

この規定は、令和 7年4月1日から一部変更し施行する。

この規定は、令和 7年5月1日から一部変更し施行する。